

委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

第1条 本業務は、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示法書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(業務の目的)

第2条 本業務は、旧吉野川浄化センターの放流水が周辺の環境に及ぼす影響を適宜把握するため、旧吉野川浄化センター周辺海域の水質調査等を実施するものである。

(疑義)

第3条 本業務の実施において、本特記仕様書に明記のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、監督員の指示によるものとする。

(中間報告)

第4条 受託者は、各調査項目実施後、各回毎に速やかにとりまとめ、調査結果を Excel ファイル により提出するものとする。

調査期間途中に於いて、県との協議が必要な時は、協力すること。

(成果品)

第5条

観測データシートは、成果品として納品すること。

成果品は紙媒体2部と電子媒体2部の計4部を提出すること。

(業務の概要)

第6条

①水質調査(周辺海域)

調査項目	調査時期・頻度	調査位置	調査方法
(現地での観察) 透明度、赤潮、水色、油膜	4回/年	10地点 採水分析 (3層:海面下0.5m、水深の1/2、海底面上2m) 赤潮、水色、油膜については表層のみ(図-1のとおり)	目視による観察
(採水分析) 水温、塩分、浮遊物質 量、水素イオン濃度、溶存 酸素量、化学的酸素要求 量、T-N、T-P、大腸菌 数、比重			バンドーン採水器による採水及び分析 (分析方法は別表-1に示す)

別表-1

調 査 項 目		分 析 方 法
採 水 分 析	水温	JIS K 0102 7.2
	塩分	海洋観測指針1999 5.3
	比重	海洋観測指針1990 12.3(海水用比重計)
	浮遊物質(SS)	昭和46年 環境庁告示第59号 付表9
	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1
	溶存酸素量(DO)	JIS K 0102 32.1
	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17
	全窒素(T-N)	JIS K 0102 45.4または45.6
	全燐(T-P)	JIS K 0102 46.3
	大腸菌数	昭和46年 環境庁告示第59号 付表10

注) 「水質汚濁に係る環境基準について」に準拠する。

②水質調査(周辺海域 機器分析)

調査項目	調査時期・頻度	調査位置	調査方法
(現地での観察) 透明度、赤潮、水色、油膜	4回/年	10地点 機器測定 (3層:海面下0.5m、水深の1/2、海底面上2m) 赤潮、水色、油膜については表層のみ(図-1のとおり)	目視による観察
(機器測定) 水温、塩分、比重、pH			ポータブル水質計による測定

③連続観測調査

別添図-2に示す位置において、計測機器により1時間ごとの水温及び塩分を測定する。

観測水深は海面から-0.5m~-0.1mの間とし、毎月1回データの収集・点検・清掃を行うものとする。なお、波浪等で紛失しないよう、計測機器は耐圧ブイ等に堅固に固定し、耐圧ブイは安全対策用の灯浮標2基ともに、海底からアンカー及びチェーンで係留する。

④栄養塩管理

別添図-2に示す位置において、測定する。

測定回数は6回を行うものとする。なお、測定時期については、発注者と受注者とが協議により定める。